

生態毒性に係る試験を実施する試験施設に関する基準（GLP）
及びその運用について（案）

1. 生態毒性に係る試験を実施する試験施設に関する基準（GLP）について

現在、「新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第4条に規定する試験施設について（昭和59年3月31日環保業第39号、薬発第229号、59基局第85号、環境庁企画調整局長、厚生省生活衛生局長及び通商産業省基礎産業局長連名通知）」に定められている試験施設に関する基準を、新たに導入される藻類生長阻害試験等の生態毒性に係る試験を実施する試験施設にも適用することとし、規定の見直しを行う。

また、上記の基準のほか試験項目により必要な事項として、水生生物を用いた毒性試験である、藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験、魚類急性毒性試験、ミジンコ繁殖試験及び魚類初期生活段階試験に際して付加される事項を新たに定める。（別紙参照）

2. 生態毒性に係る試験を実施する試験施設に関する基準（GLP）の運用について

1. の基準の運用に関して、「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて（昭和63年11月18日衛生第39号、63基局第822号、厚生省生活衛生局長及び通商産業省基礎産業局長連名通知）」を改正し、試験成績の信頼性を確保するため、環境省総合環境政策局長が、生態毒性に係る試験を実施する試験施設の査察等を行い、同基準に適合する水準にあることを確認するための手続を追加することとする。